

窓口にて「特定創業支援事業」の証明書を発行しています。

沖縄市では、「特定創業支援事業」を受講することで、様々なメリットが受けられます。

1	会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が半額になります ・最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円に、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。
2	沖縄振興開発金融公庫融資の要件が緩和されます ・沖縄振興開発金融公庫の新創業融資制度について、自己資金要件(1/10)以上を満たす方として利用できます。
3	信用保証協会の保証枠が拡充されます ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。(既に創業している方も特定創業支援事業による支援を受けることにより保証枠が拡充します) また、通常は創業2ヶ月前からとなる創業関連保証について、6ヶ月前から利用の対象になります。
4	沖縄市の補助金交付の要件となります ・「沖縄市商店街店舗改修工事支援事業補助金」において、創業者は特定創業支援事業の受講が交付要件となります。当該補助金の詳細については経済文化部商工振興課へお問い合わせ下さい。

特定創業支援事業受講と証明書交付の流れ

(1) 下記①～③のいずれかの特定創業支援事業を受ける。

① 沖縄市創業支援拠点「Startup Lab Lagoon」、又は② 沖縄商工会議所による創業相談を合計4回以上、1カ月以上の期間にわたり受ける。

③ コザ信用金庫による「コザしん創業スクール」を修了する。

(2) 相談カルテ、修了証等の受取

(3) 証明書の交付申請

④ 証明書の交付



左記①～③で受けた事業に応じて、相談や受講を完了したことを証明する書類を受け取ります。

①は相談カルテ、
②～③は修了証となります。

申請書と相談カルテをご持参のうえ、下記担当部署までお越しください。(事前にご連絡ください。)

市役所にて証明書を交付します。事業内容や相談内容について質問などを行うことがあります。



証明書の発行には、1週間程度かかります。お急ぎの方は事前にご相談下さい。

【担当部署・お問い合わせ先】

沖縄市役所 企業誘致課

※受付時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1

沖縄市役所 経済文化部 企業誘致課(本庁4階) 電話:098-929-3308(直通)

沖縄市創業支援事業計画における「特定創業支援事業」について

沖縄市では、下記の特定創業支援事業を受けた方に対して、証明書の交付を行います。証明書の交付を希望する方は、下記の連絡先までご相談下さい。

<沖縄市で実施している特定創業支援事業>

①沖縄市「ワンストップ相談窓口」

- ・沖縄市の創業支援施設「スタートアップ ラボ ラグーン」において、創業に関する相談や関係機関・専門家への紹介等を行います。
- ・この相談について、4回以上、1カ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく支援を受けた方に対し「特定創業支援事業」を受けた者として沖縄市役所から証明書を交付します。
- ・この相談は、②沖縄商工会議所の創業相談と通算することができます。

②沖縄商工会議所「創業相談・事業計画作成支援、創業塾」(別表2-1)

- ・沖縄商工会議所の相談窓口において、創業に関する知識や手続き関係等の相談を行うことができます。この相談について、4回以上、1カ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく支援を受けた方に対し「特定創業支援事業」を受けた者として沖縄市役所から証明書を交付します。
- ・この相談は、①沖縄市の創業相談と通算することができます。

③コザ信用金庫

「創業セミナー」(別表2-5)

- ・コザ信用金庫が実施する「コザしん創業スクール」を受講修了した方に対し、「特定創業支援事業」を受けた者として沖縄市役所から証明書を交付します。
- ・具体的な実施時期等については、コザ信用金庫にお問い合わせください。

【連絡先】

沖縄市 経済文化部 企業誘致課

担当：玉城、木下

TEL：098-929-3308 (直通)

FAX：098-929-1260